

## 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第159号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

令和2年3月12日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「新型コロナに対する件で、県が対応した経緯経過が分かる関係書類全部。（ダイヤモンド・プリンセス客船に関する）健康づくり課・〇〇保健所・（県下全域の）保健所」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

令和2年3月25日、実施機関は、本件請求に対し、「存否を答えること自体が条例第8条第1号及び第4号の非公開情報を公開することとなるため存否を答えることができない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

令和2年4月2日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

令和5年4月7日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書には「国が定める「新型インフルエンザ等対策 特別措置」に基づく法の中で、国内感染等の情報であり、又、新聞等でダイヤモンドプリンセス号の情報で県内6名乗船していると公開されている。又知事も記者会見等でも認めた中で会見している公式資料であり、更に〇〇で2名と報告されているので直ぐさま出せ。」と記載されている。

### 第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求によるダイヤモンド・プリンセス客船の乗客は6名であり、うち2名が〇〇町在住であると明らかになっているが、他の4名の居住地は公にはなっていない。

このことから、〇〇町を管轄とする〇〇保健所以外の保健所から、該当者がいる保健所から「公文書公開決定」等、または、該当者がおらず、文書が存在しないことを理由とした「公文書公開請求拒否決定」等を行うと、居住地の特定につながる恐れがあることから、条例第11条の「公開請求にかかる公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」に該当するため、条例第12条第3項の規定により、公文書公開請求拒否決定を行ったものである。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年月日                     | 内 容 |
|-------------------------|-----|
| 令和5年4月7日                | 諮問  |
| 令和7年2月17日<br>第1部会（第20回） | 審議  |
| 同年 3月18日<br>第1部会（第21回）  | 審議  |

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、令和2年2月3日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」乗船者の新型コロナウイルス感染症患者について、県が対応した経緯を記録した公文書のうち、〇〇総合県民局保健福祉環境部<〇〇>において保有するものの公開を求めるものである。

検疫所で把握した新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある者に対する対策については「検疫所で把握した新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある者に対する健康フォローアップ等について」（令和2年2月17日付け健感発0217第1号・薬生食検発0217第1号各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働省健康局結核感染症課長・厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）が発出され、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が、国が設置した新型コロナウイルスに係る健康フォローアップセンター（以下「健康フォローアップセンター」という。）と連携して新型コロナウイルス感染症対策を実施することとされ、検疫所から健康フォローアップ対象者の名簿の送付を受けた対象者の住所地等の都道府県等は、対象者

に対し定期的な健康状態の確認や健康フォローアップセンターへの報告等の健康フォローアップや医療機関受診勧奨を行うこととされていた。

また、健康フォローアップ等とは別に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条の3の規定に基づく健康監視、同法第19条の規定に基づく入院勧告・措置等（以下「法律に基づく措置等」という。）を実施し、同法に基づく厚生労働省への報告に合わせて、健康フォローアップセンターに対しても情報提供することとされていた。

徳島県では、法律に基づく措置等を行う知事の権限が東部保健福祉局長及び総合県民局の長に委任されている（徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号）第7条の2、第8条、別表第2の2第61号及び別表第3第54号の4）。そして、東部保健福祉局長及び総合県民局の長に委任された事務については、東部保健福祉局にあっては副局長等が、総合県民局にあっては部長等が専決することとされており（徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号）第9条の2第1項及び第10条の3第1項）、東部保健福祉局及び総合県民局の保健所の庁舎において、当該保健所の所管区域ごとに、法律に基づく措置等に係る事務が行われている。

したがって、検疫所で把握した新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある県内在住者については、県は検疫所から対象者の名簿の送付を受け、各保健所において所管区域在住の対象者の健康フォローアップ等を行うこととなり、健康フォローアップ及び法律に基づく措置等に関する公文書（以下「本件公文書」という。）が作成され、又は取得されることとなる。

## 2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公開文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

実施機関は、クルーズ船の乗客の居住地の特定につながるおそれがあるとして、本件処分を行っており、クルーズ船の乗客の居住地が条例第8条第1号に該当するかが問題となる。

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報とし、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とする旨を規定している。

(1) 特定の個人を識別することができる情報（(2)を除く。）

個人の氏名、生年月日及び住所等の、それだけで特定の個人を識別することができる情報をいう。

(2) 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

(1)以外の記述等であっても、単独では必ずしも特定の個人が識別されとはいえないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。

### 3 実施機関が公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否したことの妥当性について

実施機関は、クルーズ船の乗客の居住地の特定につながるおそれがあるとして、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否しているため、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第1号に該当する非公開情報を公開することとなるかを以下検討する。

クルーズ船の乗客の住所は、それにより当該乗客という特定の個人を識別することができる情報であり、条例第8条第1号に該当する。クルーズ船の乗客に関する情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、これを公にする必要があるという事情も認められないから、条例第8条第1号ロに該当しない。また、同号イ及びハに該当しないことは明らかである。

保健所の所管区域内在住のクルーズ船の乗客がいる場合、本件公文書の存在を前提として公文書部分公開決定又は公文書非公開決定を行うと、当該保健所の所管区域内在住のクルーズ船の乗客がいることが明らかとなり、まだ新型コロナウイルス感染症の患者が少なかった本件請求当時の状況では、それだけで、クルーズ船の乗客の住所地周辺の住民等の当該乗客と何らかの関りがある者であれば、当該クルーズ船の乗客を特定できてしまう蓋然性は十分にあったものと認められる。

したがって、クルーズ船の乗客の居住地の特定につながるおそれがあるとして、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否したことについての実施機関の説明には、特に不合理な点は認められない。

### 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

| 氏 名   | 職 業 等 | 備 考 |
|-------|-------|-----|
| 泉 純   | 行政書士  |     |
| 生長 拓也 | 弁護士   |     |
| 大森 千夏 | 弁護士   | 部会長 |
| 鎌谷 郁代 | 税理士   |     |